

平成15年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県少年保護育成条例第12条の3に規定する処分の基準等に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号。以下「条例」という。）第12条の3第3項から第5項までの規定による命令に関する手続及び不利益処分の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書等の自動販売機 図書等又はがん具類等が収納された自動販売機をいう。
- (2) 販売業者 図書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者をいう。
- (3) 収納物撤去命令 条例第12条の3第3項の規定により、販売業者に対し、条例に定める有害図書等又は有害がん具類等の撤去を命ずることをいう。
- (4) 営業停止命令 条例第12条の3第4項の規定により、販売業者に対し、期間を限って図書等の自動販売機の営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (5) 図書等の自動販売機撤去命令 条例第12条の3第5項の規定により、販売業者に対し、図書等の自動販売機の撤去を命ずることをいう。
- (6) 措置期限 販売業者が、収納物撤去命令及び図書等の自動販売機撤去命令を履行すべき期限をいう。
- (7) 処分理由 条例第12条の3第1項又は第2項の規定に違反した行為をいう。

(弁明の機会)

第3条 条例第12条の3第3項の規定により収納物撤去命令を行う場合において、当該命令に係る図書等の自動販売機の状態が、熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）第13条第2項第1号の規定により緊急に不利益処分をする必要があると認めるときは、弁明の機会を与えないことができる。

(弁明書の提出期限)

第4条 弁明の機会を付与する場合の熊本県行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書の提出期限は、弁明の機会を通知した日の翌日から起算して14日を経過した日とする。ただし、提出期限が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。

2 弁明書の提出は、環境生活部交通安全・青少年課への到着をもって提出したものとす

(口頭による弁明の機会の付与)

第5条 熊本県行政手続条例第27条第1項の規定により、口頭による弁明の機会の付与を行う場合の日時及び場所は次に掲げるとおりとする。

- (1) 日時 前条第1項に規定する提出期限までのいずれかの日で行政庁が指定した日時
- (2) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号熊本県庁舎内の行政庁が指定した場所

(口頭による弁明の方法)

第6条 口頭で弁明の機会を付与する場合においては、弁明の内容を弁明録取書（別記第1号様式）に記載し、更に弁明の録取が必要なときは、弁明録取用紙（別記第2号様式）で補充を行い、弁明を行う販売業者（以下「弁明人」という。）の弁明を録取したうえで、これを弁明人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、弁明人に署名押印を求めるものとする。

2 前項において、弁明人が押印することができないときは、その理由を明らかにするものとする。

(処分理由の併合)

第7条 条例第12条の3第1項及び第2項の規定に違反した行為を併合して処分を行うときは、条例第12条の3第1項のみを処分理由とする。

(命令の措置期限)

第8条 条例第12条の3第3項及び第5項に規定する命令の措置期限は、命令があったことを知った日の翌日から起算して次の各号に掲げる日を経過した日とする。

- (1) 収納物撤去命令 7日
- (2) 図書等の自動販売機撤去命令 14日

(営業停止命令)

第9条 条例第12条の3第4項の規定により営業の停止を命ずる期間は30日とし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この期間を60日に加重し、又は15日に軽減することができる。

(1) 処分日数を加重する場合

- ア 収納物撤去命令を発した日から起算して30日以内に、処分理由に当たる行為をしたとき
- イ 収納物撤去命令に違反したことにより処罰を受けた日から起算して30日以内、または同違反行為により処罰を受けないことが確定した日から起算して30日以内に、処分理由に当たる行為をしたとき。
- ウ 図書等の自動販売機が設置された敷地内及びその敷地に隣接する場所に、図書等の自動販売機の収納物又は収納物に関連するものが放置された状態にあるとき。